# ジュビロ磐田ファンクラブ会員規約

#### ■第1条【適用範囲】

本規約は、株式会社ジュビロ(以下「会社」といいます)が運営する「ファンクラブ」、英文では「JUBILO IWATA FANCLUB」 (以下「本会」といいます)に関して、第4条に定める会員(以下「会員」といいます)による利用の一切に適用されるものとします。

#### ■第2条【弊社からの通知】

1.会社は、会員に対し必要な通知事項(本規約を含む)を、随時、会社の公式サイト(以下、単に「公式サイト」といいます)上で公表します。 2.前項の通知事項は、会社が当該事項を公式サイト上に掲示した時点より、効力を生じるものとします。

# ■第3条【本規約及び本会のサービスの内容及び変更】

1. 会社は、本規約及び本会のサービス(会員特典、会員専用サイトの各種サービスを指し、以下、それらを総称して「本サービス」といいます)の内容を、会員の了家を得ることなく、随時変更することが出来、会員は予めこれを完結するものとします。
2. 本規約及び本サービスの内容の変更等に関する会社から会員に対する告知は、会社が別途定める場合を除き、公式・サイトでの公表をもって行い、公式サイト上に掲示された時点から、変更後の内容がその効力を生じるものとします。

#### ■第4条【会員】

1 本規約における「会員」とは、第6条所定の本会への入会申込を行い、会社が第7条により入会を承諾した個人をいいます。 2 会員は、会社が定める本サービスを利用出来るものとします。

# ■第5条【入会資格】

- 第5条 【入会資格】

  1. 人会中込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することが出来ません。
  (1)入会中込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することが出来ません。
  (1)入会中込者が実在しない場合
  (2)入会中込者が実在しない場合
  (3)入会中込者の承諾なくして他人が中込んだ場合、及び借名による中込みの場合
  (4)入会中込者がよる入会中込の目的が、入場券等の不当な売買行為または座席等の不当な占拠行為である、若しくは入金中込者が張力回、暴力回員、暴力回員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力回準構成員、暴力回関係企業、総会屋、社会運動等標榜「コ、特殊知能暴力集団、準要力団、匿名流動型犯罪グループ、その他これに順する反社会的勢力(以下反社会的勢力)場としいう、不当なクレームやスタジアム内外およびインターネットで迷惑行為を繰り返す者であると会社が認める場合
  (6)自らまたは実質的な配者等が反社会の勢力等と社会的に非難されるべき関係にある場合
  (7)反社会的勢力等に自己の名義を利用させた場合
  (8)自らまたは第三者を利用して、過去に次の行為をした場合
  (1)暴力的が変要が行為

- (7) 反比立の男子にも日の小泉を市所でである。
  (8) 目らまたは第三者を利用して、過去に次の行為をした場合
  (1泉力的な要求行為
  (3) 武力に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  (4) 風談を流布し、倡計または威力を用いて相手方の業務を妨害しまたは信用を毀損する行為
  (5) 反社会的勢力に対して資金等を延促し、または便宜を供与する行為
  (6) 霊感商法、マリチ商法などの悪徳商法およびその行為
  (7) その他前名号に準する行為
  (9) 会社又は入会者は、相手方が第1項各号を確認することを目的とした調査を行う場合、それに協力するものとします。
  (10) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると会社が判断した場合
  (11) 本会の全会費の決済方法として、入会中込者が指定した決済手段が無効である場合
  (12) 入会中込をした時点で会社との間での何らかの支払いを怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合
  (13) 入会中込もには高いて、満18歳未満の未成年者がその保護者の信息を得ずに入会申込した場合
  (4) 入会申込者の住所地(会社から送付物の送付先が日本国外である場合
  (15) 本規約または利用規約等に違反した場合
  (16) その他、会員として不適当であると会社が認める場合

### ■第6条【入会申込】

- 1本会への入会申込は、本規約の内容に合意頂ける方のみが、別途定める方法で行うものとします。なお、本規約で「入会申込者」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った方で、会社の承諾を受ける前の方をいいます。 2会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。 3、環境依存文字を使用したお名前の登録は一切出来ません。環境依存文字を使用している場合は、入会申込者の承諾
- なしで会社が変更出来るものとします。

#### ■第7条【入会の承諾及び会員資格の取消】

- 第一条 (人 云の 本語及び 至真 資格の 取消 1 会社は、前条の入会申込者が第5条の事項のいずれにも該当しない場合に、その申込を承諾します。
  2 会社からの承諾の意思表示は、第12条の会員証の発行または特典の提供をもって行い、入会申込者がこれらのいずれかを受領したときから会員資格を得て本サービスを利用することが出来るものとします。
  3 前項の承諾後に会員が第5条の事項のいずれかに該当していることが出来るものとします。
  3 前項の承諾後に会員が第5条の事項のいずれかに該当していることが出来るものとします。
  4 前項に定めるほか、会員において、特典の不正取得、特典の不正利用、虚偽の通知、第13条・第19条・第20条各号に定める様か、会員において、特典の不正取得、特典の不正利用、虚偽の通知、第13条・第19条・第20条各号に定める様が、会員において、特典の不正取得、特典の不正利用、虚偽の通知、第13条・第19条・第20条各号に定める様が、会員において、特典の不正取得、特典の不正利用、虚偽の通知、第13条・第19条・第20条各号にきめる様に対しません。
  5 本条第3項及び前項の規定により会社が当該会員の会員資格を取り消した場合、第8条第3項に定めるとおり年会費は返却、ませか。
- は返却しません。

# ■第8条【年会費】

- 第9条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。また、年会費以外の利用 料金の支払いを要する任意の有料サービスを行う場合、会社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。 なお、当社にて会員の承諾を得ることなく消費税率の変更に伴い金額を改訂できるものとします(自動更新の対象と なる会員を含みます)
- はる云貝で含めます。 2 会員は、本祭 11 現に定める年会費等を会社の定める方法により支払うものとします。 3 会社は、第17条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み、理由の如何を問わず年会費を会 員に対して返却いたしません。 4 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員負担とします。

会員資格の有効期間は、2026年1月1日から2027年6月末日までの1年6ヶ月とします。ただし、有効期間の途中に 入会された場合、会員資格の有効期間は、当社が当該会員の本サービスの利用登録をした日から2027年6月末日まで とします。申し込み完了後の会員区分の変更、有効期間途中での会員区分の変更はできません。

# ■第10条【自動継続】

- 1.会費をクレシットカードによる支払方法にした場合、毎年、年会費の自動更新手続が入るものとします(以下、「自動更新」といいます。)。ただし、ブラチナは自動更新手続の対象外となります。自動更新の対象となる会員が、自動更新を希望されない場合は、自動更新手続が行われる朝までに、会員さ本人が自動更新をしないための手続をうむとします。
  2.会員は、会員資格の自動更新が行われる場合を除き、会員資格の有効期間満了日をもって、会員資格を喪失するもの

# ■第11条【会員資格の更新】

- 3.4.1 十、【五兵具代の上れ]
  1. 白動更新の対象となる会員は、当社が別途指定する期日までに、自動更新をしないための手続きを行わない限り、翌年度の年会費の決済が完了した時に、前年度と同じ会員カテゴリにて会員資格を更新したものとみなします。
  2. 白動更新の対象となる会員以外の会員は、当社から、当社が決定した時期に、会員資格の更新のご案内をいたしますので、会員資格の更新を希望される場合は、都度、会資格の更新を下さい。
  3. 会員資格の自動更新又は前項により会員資格の更新となった会員は、会員規約及び利用規約等を承諾したものと
- 3. 英具性が日本生物人の思想にもジム系を出せる。 かなされます。 4.クレジットカードの有効期限切れなどその他の理由により自動継続の決済が完了しなかった会員は、当社が別途定める期間内に、再決済の手続きを行った場合に限り、自動更新されるものとします。

- 18市 I C木 1 公見証」
  1会社が第7条第1頭の承諾をする場合、会員証を発行し、これを会員に貸与します。
  2会員証は、その表面に氏名が記載された会員ご本人に限り、当社が定める有効期間中のみ利用可能とし、会員による本サービスの利用に際して必ずご提示頂きます。当該ご提示がない場合、本サービスを受けることが出来ないこととします。
  3.会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第31条記載のドシュピロファンクラブ事務局「宛に連絡するものとします。
  4.会員証の紛失・盗難・破損・汚損等された場合、当社所定の手続により再発行いたします。この場合・ICカードの再発行手数料として1500円及び消費税、決済手数料が「情労ン川の再発行手数料として5500円及び消費税、決済手数料がかかります。なお、再発行が完了するまでの間、本サービスが利用できないことがあります。

# ■第13条【譲渡等の禁止】

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます)に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ません。

# ■第14条【会員個人情報の変更】

- 1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス、支払方法等入会申込時の配載事項に変更があった場合、途やかに会社所定の 方法により第31条記載の「ファンクラブ事務局」院に届け出る。もしくは、会員専用サイトからご自身にて変更することとはます。 2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等。会社から会員郊の送付物の送付先である 住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発行送料金等
- 住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発行送料金等をすべて負担するものとします。
  3 婚姻等により姓の変更等のお届けがある場合、なりすまし防止の為、会員ご本人であることの確認をさせて頂きます。
  4.入会申込時の記載事頂及び本条第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり 発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、会社は一切の責任を負いません。
  5 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、会社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止し、サービス提供の義務を負わないこととします。
  6.ファンクラブ会費のお支払方法の変更は、別途当社が定める期日までとします。
  7.環境依存文字で既に登録されている会員名は、会員の承諾なしで会社が変更出来るものとします。

#### ■第15条【会員の特典】

- 13. 会社(会員に対し会員の資格及び種類に応じ、別途定める会員特典を付与するものとします。会社は、会員特典の 内容事項を随時かつ任意に見直すことが出来るものとします。 2.別途定める会員特典として、会員の資格及び種類に応じ、ジュビロ主管公式戦ホーム試合観戦時の来場特典を付与する ものとします。但し、受け渡しばシェビロ主管公式戦ホーム試合開催日のスタジアムでの受け渡しのみとし、それ以外 の交換対応はいたしません。 3.電子メール、送付物等が会員の事情または会員が契約する携帯電話会社の事情により会員に到達しない場合でも、
- 3.电子 ハーバルではあるができない。 会社は特典に関する受け期間延長等の対応をいたしません。 4.会員特典の保管期間は付与した当該シーズンにおける会員有効期間に限られるものとします。 5.別途定める特典の付与について、会員ごとに特典の変更の対応は行わないものとします。

#### ■第16条【特典の紛失・盗難等】

会社は、会員が取得したすべての特典について、紛失・盗難その他理由の如何を問わず再提供の義務を負いません。

# ■第17条【会員資格の終了】

- . 会員の会員資格は、以下の事由のいずれかに該当する場合、終了するものとします (1)会社所定の手続きを行い、本会を退会した場合 (2)第7条第3項または第7条第4項に従い、会社が会員の会員資格を取り消した場合
- (2) 第7条第3項末には第7条第4項に従い、会社が会員の会員資格を取り消した場合 (3) 会員が死亡した場合 (4) 会員が本条第1項に従いその会員資格を終了した場合、当該会員はその他の会員としての諸権利を失うものとします。 (5) 本条第1項(2) 号の事由がある場合には、会員資格の取消に加えて、未使用のすべての特典の利用停止、返還請求 その他の措置を講ずることがあります。また、本条第1項(2) 号の事由に基づき会員資格の取消を受けた場合には、本会への以後の参加を認めない場合もあります。 (6) 会員資格及びこれに基づいて会員に付与されるあらゆる特典は、会員の一身専属のものとし、相続されないものとします。 (7) 会社は、3年間住所不明かつ特典の利用がない会員に対し、翌年の自動継続を停止し、自動退会とさせていただく 場合があります。

# ■第18条【自己責任の原則】

- 1.会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、会社に対して何等の迷惑または損害を与えないもの
- 1. 会員は、キソーとスルの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、会社は一切の責任を負いません。 3. 会員は他者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。 4. 会社は、本会及びオケーとスの利用により発生した会員の損害一切に対し、会社に放意または重過失がある場合を除き、 は中部局会議なを自わないものとします。

- ・ 法社は、本会及のキットとの一たが一により完全の場合 りに対い、安社に政意される単層大がある場合と除さ、 損害賠債義務を負わないものとします。 5.会社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、会社はいかなる 責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

# ■第19条【営業活動の禁止】

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこと とします。

- ■第20条【その他の禁止事項】

### ■第21条【会員番号及びパスワード使用の停止等】

- (2)第7条第3項または第7条第4項に定める会員資格の取消事中に該当するおそれがあると会社が認める場合
- (2) その他会社が、緊急性が高いと認める場合 (3) その他会社が、緊急性が高いと認める場合 2.会社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することが出来す、それにより会員に損害が発生した場合でも、会社は一切の責任を負わないものとします。

# ■第22条【本会の終了】

- 1.会社は、6ヶ月前までに会員に対して告知することにより、会社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することが出来、会員に対し、入会金及び年会費の返還の責任を負わないものとします。
  2.本条第1页の場合、本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、会社は一切の責任及び損害賠債義務を負わないものとします。

# ■第23条【会員情報の取扱い】

|おコーン末|| 江久民間 (村本) (北京 (北京 ) (北宗 )

# ■第24条【会員情報の利用目的】

# ■第25条【個人情報の第三者提供】

- ■第25条【個人情報の第三者提供】
  会社は、以下の場合を除き、会社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(会社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先後除く)に対して提供しないものとします。
  (1)事前に会員の同意をいただした場合
  (2)会員に対する本サービスの提供等の際に一部業務を代理店、運送業者、決済業者等に委託する場合
  (3)データ分析活用ツール(DMP(Data Management Platform)、MA(Marketing Automation)等)を用いたマーケティング活動を実施することを目的として、Jリーグ(公益社団法人日本プロサンカーリーグ並びにその関連会社および同社の子会社をいいます。)に対して、シーズンチケット購入者、アンクラブ会員、チケット購入者及びチケット利用者の個人情報の全部または一部(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等)を提供する場合
  (4)当社又は Jリーグが適切と判断した第三者(主としてクラブや Jリーグパートナーなど)が商品、サービス等の広告案内等の販売促進活動を行うために提供する場合
  (5)個人情報保護法その他法令で認められた場合
  ●当社は、会員者能写をし、本条書、財政と前頭を基づき、いただいた個人情報を利用させていただくことがございます。
  ●当社は、会員者能写をし、本条書、財政と前頭とあっただいた個人情報を利用させていただくことがございます。
  ●当社は、個人情報を開示又は提供する業務委託がに対しては、機密保持契約の締結等を行うとともに、個人情報を適切に管理するため厳正な指示及び監督を行います。

### ■第26条【会員の肖像等の使用】

会社は、会社が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名、肖像・声等を記録、録画し、 広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがあります。 会員はこれらの利用について承諾するとともに、承諾しない場合、特典への参加をお断りさせて頂く場合があります。

#### ■第27条【準拠法】

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

# ■第28条【専属的合意管轄裁判所】

# ■第29条【本規約の変更】 当社は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合、当社は、当社の公式サイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

■第30条【問い合わせ先】 | 13700米 | | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 | 13700 |

# ■第31条【公式サイト】

本規約に基づく通知事項は、下記弊社公式サイトに記載します。 ホームページ:http://www.jubilo-iwata.co.jp/ (2023年11月29日改定)